|  |  |
| --- | --- |
| 労働組合名 | 自動車総連大阪地協 |

**１．統一要求方針**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 賃上げ要求方針 | | | 職場環境改善の取り組み（働き方改革等） |
| 月　例　賃　金　等 | ○取り組み基準  中小含む全ての組合で賃金引き上げに向けて取り組み、自ら目指すべき賃金水準の実現・課題の解決と、実質生活および労働  の価値の維持・向上を目指す。要求の構築にあたっては、上部団体方針を踏まえた上で、経済の好循環の実現や人材確保・活躍による競争力強化に繋げる。  **〈個別ポイント賃金の取り組み〉**  技能職若手労働者（若手技能職）および技能職中堅労働者（中堅技能職）について、各組合の目指すべき賃金水準（以下表）に向けてそれぞれの状況を踏まえて要求する。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 目指すべき賃金水準 | 技能職若手労働者  （若手技能職） | 技能職中堅労働者  （中堅技能職） | | 賃金センサスプレミア　（第１基準） | 341,400円 | 396,900円 | | 自動車産業プレミア　　（第２基準） | 282,000円 | 328,000円 | | 自動車産業アドバンス　（第３基準） | 270,000円 | 308,000円 | | 自動車産業目標　　　　（第４基準） | 253,000円 | 284,000円 | | 自動車産業スタンダード（第５基準） | 232,000円 | 262,000円 | | 自動車産業ミニマム　　（第６基準） | 223,000円 | 247,000円 |   **〈平均賃金の取り組み〉**  【一般組合員】  ①自動車産業は我が国の基幹産業であり、自動車総連として役割と責任を果たしていかなければならない。また、深刻化する人手不足や物価上昇による実質賃金の低下から組合員の生活を守るためにも、積極的な賃金引き上げを行う必要がある。  ②取り組みにあたっては、賃金カーブ維持分を含めた絶対額を強く意識した賃金引き上げを目指すこととする。その上で、全ての組合で物価上昇や実質賃金の低下から組合員の生活を守ること、目指すべき賃金水準（あるべき姿）を早期に実現させることを強く意識して取り組むこととする。  【非正規雇用労働者】  物価上昇の下での実質賃金確保や産業・企業の魅力向上の観点から正社員に見合った賃上げや労働諸条件改善を求めていく。  ○企業内最低賃金協定が未締結の組合は、新規締結に向けた要求を行うとともに、締結済みの組合は、それぞれの状況を踏まえ着  実に取り組みの前進を図る。  ○18歳の最低賃金要求は、「180,000円以上」とする。なお、「180,000円以上」の目標設定が困難な場合は、173,000円以上を目  指して取り組む。  ○年齢別最低保障賃金の取り組み基準は以下のとおりとする。  　20歳 183,000円　　　25歳 201,500円　　　30歳 223,000円　　　　35歳 247,000円  40歳 260,500円　　　45歳 265,500円　　　50歳 273,000円（新）　55歳 275,000円（新） | | 【基本的な考え方】  ①働き方の改善  「個々人のワーク・ライフ・バランスの取れた働き方の実現」「多様な働き方に基づく職場全体の生産性の向上」「自社・産業の魅力向上を通じた人材の確保」の観点から、誰もが働きがいの持てる職場を目指し、働き方の改善に積極的に取り組む。  ②生産性向上  「生産性運動に関する三原則」の観点から、働く者の視点に立った働き方改善に資する提言  に取り組むとともに、それぞれの職場においても職場全体の生産性向上に関する話し合いに  積極的に参画する。  ③総労働時間の短縮  「New START12」の枠組みに基づき、各組合の状況に応じ、活動の基盤整備、年間休日増を含  めた所定労働時間短縮、所定外労働時間削減、年休取得促進に取り組む。  【取り組みの考え方】  ①働き方改善の取り組み  ・人材の確保・定着やジェンダー共同・多様性推進社会の実現に向け、女性や高齢者にとどまらず、自動車産業で働く全ての仲間がお互いを認め合い、自分らしくいきいきと働き続けられる職場環境の実現に向けて取り組む。  ・デジタルツールの更なる活用や新たな働き方、職場の課題などについて労使で話し合いを進め、更なる生産性向上や競争力強化に繋げる。  ②総労働時間短縮の取り組み  自動車総連の総労働時間は減少傾向にあるが、依然として高いことや、直近の36協定締結状況を踏まえ、「New START 12 （第2次）」のガイドラインを念頭に、総労働時間短縮の取り組みを着実に進めるとともに、36協定における特別延長時間の引き下げにこだわって取り組む。 |
| 一時金  関連 | 春闘交渉時 | 〇年間5ヵ月を基準とし、最低でも昨年獲得実績以上とする。  〇最低保障制度を確立することとし、水準については40％以上とする。 |
| 季別交渉時 | － |

２．要求・回答・統一行動等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交渉時期 | 要求日 | 回答日（統一交渉日程含む） | 統一行動等 |
| 春闘時 | 2月末日まで  ・主要組合における統一要求提出日は2月14日まで  ・車体・部品部門は2月21日まで | ― | 統一交渉日  第1回：2月21日　　第2回：2月28日　　第3回：3月6日 |
| 夏季 | ― | ― | ― |
| 年末 | ― | ― | ― |

※本表は、大阪府が設定した項目に基づき、作成したものです。従って、各産別等の統一要求方針の全てを記載しているものではありません。また、文言等は主旨の変わらない範囲で編集しています。

※季別（夏季・年末）交渉時の統一要求方針及び要求・回答・統一行動等は、一時金関連のみ記載しています。